

時令説の展開

——北京大学竹簡『陰陽家言』、銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」を中心として——

湯 浅 邦 弘

キーワード 北大漢簡『陰陽家言』 銀雀山漢簡「陰陽時令・占候之類」

時令説 編連

序 言

二〇一五年九月、『北京大学蔵西漢竹書（参）』（北京大学出土文献研究所編、上海古籍出版社）が刊行された。

このシリーズとしては、すでに第一弾として、二〇一二年十二月に同（貳）（内容は『老子』が刊行され、また二〇一四年十二月に同（伍）（内容は『節』『雨書』『摠輿』『荊決』『六博』が刊行されていた。本書はこれに続き、同（壹）（内容は『蒼頡篇』）とともに公開されたものである。

この第三分冊は、『周馴』『趙正書』『儒家説叢』『陰陽家言』の四種からなる。本稿では、この内、『陰陽家言』を取り上げて検討してみたい。『陰陽家言』は、『史記』太史公自序にも諸子百家の筆頭として取り上げられているものの、まとまった文献が残っていないため、その実態についてはなお不明な点が多い¹⁾。そこで、この『陰

陽家言』を解説し、その陰陽家の思想、特に時令思想の形成と展開の一端について考察を加えることを目的とする。

一、『陰陽家言』の概要

まず、『北京大学蔵西漢竹書（参）』積文注釈の「説明」に従って、本文献の概要をまとめてみよう。

原積文の担当者（整理者）は、北京大学出土文献研究所の朱鳳翰氏と陳侃理氏。竹簡は全十七枚。完簡は、長さ二九・五〜二九・六cm。幅〇・九cm。輟合して十二枚になるが、欠簡もあることが想定される。篇題は発見されておらず、「陰陽家言」とは内容に基づいて付けられた仮称である。

全体に押韻が見られ、おおよそ三部分に分かれる。第一部分（第一簡〜第九簡）は天人感応を説き、政治が時令に違反し、人君の事業が適切でなかった場合にどのような災異がもたらされるかを論述する。第二部分（第十簡、第十一簡）は「四時改火」と関わり、天時に順応することを説く。第三部分（第十二簡）は天気地気がいかにして風・

雨・霧などの自然現象を生ずるかについて説く。この内、災異を説く段落は、銀雀山漢墓竹簡の『人君不善之応』に類似した文言があり、概ね『漢書』芸文志「諸子略」中の「陰陽家」に該当する内容である。但し、原釈文では、全体を第一簡から第十二簡に配列して提示しているが、同時に、竹簡残欠も多いので、右の三段落が原書の中でどのような位置にあったのかは分からず、この竹簡配列はあくまで参考で、編連については他の可能性もあろう、としている。

二、竹簡配列の問題

それでは、竹簡配列について、なぜこうした自信のない見解が示されるのであろうか。それは、竹簡背面の劃痕に起因すると思われる。劃痕とは、竹簡の誤脱を防止するための工夫として背面に付けられたのではないかと推測されている引っかけ傷状の斜線である。第二分冊の『老子』が公開された際、この劃痕の状態が『老子』本文の流れと見事に合致することが確認され、注目を集めた²⁾。また、その後にも公開された『節』『雨書』『堪輿』『荊決』『六博』『蒼頡篇』などにも等しくこの劃痕が確認され、それが竹簡配列に際しての大きな手がかりとなっている。バラバラの状態で見えられた竹簡を還元する際の有力な指標になり、換言すれば、この劃痕の状態を無視した再配列は無効であるとも言えるのである。

ところが、この『陰陽家言』については、図版の後に付載された「簡背劃痕示意図」によれば、第三簡・第四簡以外の竹簡に劃痕は確かに見えるものの、その状態から、ほぼ明らかに連接が確認されるのは、

第五簡と第六簡、第十簡と第十一簡のみであり、他は連続性が認められない。それにもかかわらず、原釈文は、第一簡から第十二簡を配列し、さらに全体が三段落からなるとして、例えば、第一簡から第九簡までをほぼ連接するものとして第一部分とするのである。しかし、その配列が劃痕の状態とほとんど対応しないことについては、何らの説明もなされていない。



『陰陽家言』の劃痕（簡背劃痕示意図）

そこで、竹簡の連接については、根本的な見直しも進められており、例えば、王寧氏は、「北大簡《陰陽家言》1—9簡的編連問題」（復旦大学出土文献与古文字研究中心、二〇一五年十二月二十日）で、第一部分を次のように再編する案を提示している。

第一段 1……4+5+6……8

第二段 ……2……7……3

第三段 ……9……

また、龐壯城氏は、「北大漢簡《陰陽家言》編聯問題」（復旦大学出土文献与古文字研究中心、二〇一六年二月九日）で、次のような再配列案を提示している。

第一組 1、□、2、□、12

第二組 3

第三組 4、5、6

第四組 □、7、□、8、□、□、11

第五組 9

第六組 10

こうした修正案が提出されるのも、原積文の竹簡配列と劃痕の状態とがほとんど合致しないからに他ならない。王寧氏は原積文とは別の三段落に分け、龐壯城氏は、改めて全体を六組に再編している。それ

ぞれ苦心の提案である。しかし、そうした再配列案で支障なく全体が通読できるかと言えば、それもなかなか困難である。右の両氏の配列案に見られるように、現存竹簡を挟んで、「……」や「□」という未見の竹簡を想定しなければ、これらの配列案も成立しない。

そこで本稿では、原積文やその後の再配列案を尊重しながらも、一旦、この配列問題は保留とし、まずは便宜上、原積文の配列に従って、一簡ずつ積読してみることにしたい。その作業を終えた後、改めて劃痕の状態にも配慮しつつ、総合的に配列の問題を考察する。

三、『陰陽家言』積読

以下、便宜上、原積文の竹簡配列に沿って、一簡ずつ積読していきたい。〈原文〉〈訓読〉〈現代語訳〉〈語注〉の順に掲げる。〈原文〉は、原積文を尊重しながらも、総合的な考察を加え、最終的に筆者が確定した文を提示する。原積文から読み替えた文字については、語注で解説する。01・02などは原積文の竹簡番号を示す。（ ）は筆写の際の誤脱が推測される文字、【 】は、原積文が竹簡の不明瞭な文字を復元できるとする文字。

〈原文〉

01 春氣作生、君氣作仁、不仁而張、六風王王、公門改行、中壘之殃。
夏氣作緩、不緩而張、

02 實者榮、國家失情、必害卿正。冬氣宜藏、宜藏而不藏、霧氣陽陽、

宜死者生、宜蟄者【鳴、宜】

03 實者榮、國家失情、必害卿正。宜冬不冬、萬物皆（失其）龍。宜春不春、萬物皆失其倫。宜夏

04 甚張、誅殺甚明、萬物銷亡、公門改行、國有大喪、中壘之殃。故天子動樂、讐春三

05 旬、讐秋三旬。此謂與天地同和。人君好藏、掌筭十年而弗發、則地奪之財。好治宮

06 室、十年而不息、則天奪之時。昔藉斂無義、使令不時、則民奪之謀矣。人君好埴爐

07 反山求金鐵、則地不能凍、水不能恒、宜死者生、宜蟄者鳴、宜實者榮、國家失情

08 野有燠者、歷八時、則妃主崩、國妖死、多女喪。人君好水居漸臺、行舟飲酒移居

09 大臣、則天下覆。參、則大臣疾、榮芋零、苴多臙、山多螟、大兵起、天下訖。九、則君卒矣。秋

10 之火、秋食金燧之火、□於□□十二室、十二竈而月迭鉛燧易火、而必食歲之所美

11 易火而、發火正。人君玩金炭、埴爐橐、鼓金石。達其神者、能制其命。達其法者

12 是故天氣發、地氣弗應、則爲風。地氣發、天氣弗應、則爲霧。天地相應、則爲雨、雨者

〈訓読〉

01 春の気は生を作し、君の気は仁を作す。仁ならずして張れば、六風（りくふう）
之王として、公門行を改め、中壘の殃あり。夏の気は緩（ゆる）を作し、緩な
らずして張れば、

02 （宜しく）実るべき者榮（はな）き、国家情を失い、必ず卿正に害あり。冬
の気は宜しく藏なるべし。宜しく藏なるべくして藏ならずんば、霧気
陽陽として、宜しく死すべき者生じ、宜しく蟄すべき者【鳴り、宜し
く】

03 （宜しく）実るべき者榮き、国家情を失い、必ず卿正に害あり。宜
しく冬なるべきに冬ならざれば、万物皆讐（い）む。宜しく春なるべきに春
ならざれば、万物皆其の倫を失う。宜しく夏なるべきに

04 甚だ張れば、誅殺甚だ明らかにして、万物銷亡し、公門行を改め、国に大喪有り、中壘の殃あり。故に天子楽を動かすには、春三

05 旬に讐り、秋三旬に讐る。此れを天地と同和すと謂う。人君蔵を好み、掌筭十年にして発せざれば、則ち地之が財を奪う。宮

06 室を治むるを好み、十年にして息まざれば、則ち天之が時を奪う。(人君) 昔を(好み) 精敏に義無く、令を使うこと時ならざれば、則ち民之が謀を奪う。人君埴爐を好み

07 山を反して金鉄を求むれば、則ち地凍る能わず、水恒なる能わず、宜しく死すべき者生き、宜しく蟄すべき者鳴き、宜しく実るべき者栄き、国家情を失う。

08 野に燠ゆること有り、八時を歴れば、則ち妃主崩じ、国に妖死あり、女喪多し。人君水居漸台を好み、舟を行きて酒を飲み居を移せば、

09 ……大臣、則ち天下覆る。参なれば、則ち大臣疾み、榮華零ち、草に靡多く、山に螟多く、大兵起こり、天下訖わる。九なれば、則ち君卒す。秋

10 ……の火、秋の食には金燧の火、□於□□十二室、十二竈にして月ごとに鉗を迭え火を易え、而して必ず歳之美とする所を食す。

11 火を易えて、火の正を発す。人君金炭を抗し、埴爐臺(を好みて)、金石を鼓す。其の神に達する者、能く其の命を制す。其の法に達する者

12 是の故に天氣発して、地氣応ぜざれば、則ち風と為る。地氣発して、天氣応ぜざれば、則ち霧と為る。天地相応ずれば、則ち雨と為る。雨とは

〈現代語訳〉

01 春の気は「生」を起こし、君の気は「仁」を起こす。(もし君主が) 仁でないまま(事業を) 拡げれば、強風が吹き荒れ、朝廷の行事が変更を余儀なくされ、中央の墳丘に災いがある。夏の気は「緩」(緩和であること) を起こし、(もし君主が) 緩でないまま(事業を) 拡げれば、

02 実をつけるべきものに花が咲き、国家は正常な状態を失い、必ず重臣に害がある。冬の気は「蔵」であるべきだ。蔵であるべきなのに蔵でない、湿気が溢れ出て、当然死ぬべきものが生き、当然冬ごもりすべき者が鳴き、

03 実をつけるべきものに花が咲き、国家は正常な状態を失い、必ず重臣に害がある。当然冬であるべきなのに、冬らしくなければ、万物は皆その調和を失う。当然春であるべきなのに春らしくなければ、万物

は皆その秩序を失う。当然夏

04あまりに張りすぎると、誅殺がきわめて盛んになり、万物は消えて滅び、朝廷の行事が変更を余儀なくされ、国に大喪（多くの人が死ぬこと）があり、中央の墳丘に災いがある。そこで天子が音楽を起すのは、春の三

05十日にあたり、秋三十日にあたるようにする。これを天地と同和するといふのである。人君が収蔵を好み、倉庫の管理官が食料を十年間も開放しなければ、地がその財を奪う。（人君が）宮

06殿の建築を好み、それが十年もやまなければ、天がその時を奪う。（人君が）収奪を好み、耕作徴税に限度がなく、指令を発することが時宜にならなければ、民がその謀を奪うのである。人君が埴爐（製鉄の道具）を好み

07山を掘削して金属を求めれば、大地は（冬でも）凍ることができず、水は正常に流れることができなくなり、当然死ぬべきものが生き、当然冬ごもりすべきものが鳴き、当然実をつけるべきものに花が咲き、国家は正常な状態を失い、

08草原に火災が起こり、八時（九十六日）を経過すると、妃主（天子の妃や娘）が亡くなり、国家に子供や女性の死が多発する。人君が水

辺の建物や物見台を好み、舟を浮かべて酒を飲み、居所を移すようになれば、

09……大臣、天下が覆る。三度続けば、大臣が病に倒れ、草花は枯れ落ち、麻には臘（葉くい虫）が多く、山には螟（ずい虫）が多く、大規模な戦争が起こり、天下は終わる。九度続けば、君主が亡くなる。

秋

10……之火、秋の食事には金燧の火（を使って料理し）、□於□□十二の部屋と十二の竈で月ごとに鮎（かなばさみ）を変え、火を新しくして、必ずその年の美味とされるものを食べるようにする。

11火を変えて、火の正を発するようにする。人君が金属や木炭を消費し、製鉄の道具（を好み）金石を燃やす。その神髓に達する者が、その命を制することができる。その法に達する者が

12この故に天の気が発して、地の気が応じない場合、風となる。地の気が発して、天の気が応じない場合、霧となる。天と地が相応すると、雨となる。雨とは

〈語注〉

①春氣作生、君氣作仁……原注は、『爾雅』積天の「春爲發生」、『論衡』變動篇の「使物生者、春也」、『塩鉄論』論災篇の「故春生、仁。夏長、

徳。秋成、義。冬藏、禮」等を指摘する。これらから、「春」「生」「仁」の関連が確認できる。また、『春秋繁露』五行相生篇でも、「東方者木、農之本。司農尚仁」とあり、漢代には、五行の配当として、東方（木、春）と仁との対応が意識されていることが分かる。

②不仁而張……春の君の気である「仁」を備えないまま事業を拡げれば、の意。「張る」は、春の特性である万物の発生につながるもので、それ自体は否定されていないと思われるが、「不仁」のままに「張る」ことはよくないとされている。なお、『爾雅』釈詁に「張、施」とあり、これを援用すると、君主が仁徳を備えないまま政策・事業を実施すれば、の意とも取れる。

③六風……原注は、『周礼』春官・保章氏の「以十有二風」の賈公彦疏に「風即氣也」とあり、『漢書』律曆志の「天有六氣」の顔師古注に「張晏曰、六氣、陰、陽、風、雨、晦、明也」とあるのを指摘する。なお、『春秋左氏伝』昭公元年にも、「六氣曰陰、陽、風、雨、晦、明也」とある。

④大王……原注は、「遑遑」あるいは「荒荒」に釈読し、王寧は『広韻』に「王、大也」とあるのを指摘する。要するに、異常気象が起こること。

⑤公門改行……公門について、原注は、『春秋穀梁伝』莊公元年の「主王姬者、必自公門出」の范寧注に「公門、朝之外門」とあるのを指摘する。ここでは、「朝之外門」という構造物自体を言っているのではなく、朝廷・中央政府を示唆していると思われる。また「改行」とは、その朝廷の行事が変更を余儀なくされる災いを言うかと推測さ

れる。

⑥中壘之殃……原釈文は、「中壘之央」と隸定した上で、「壘」を「壘」に、「央」を「殃」に読み替え、原注で、災異の名称ではないかとする一方、「壘」を「句」または「鉤」に読み替えて「客星」の意とし、天体の異常気象とする説も併記する。しかし、ここでは、春の季節に、君主が「仁」を備えず事業を拡張した結果、君主側にとのような災いがあるかを述べているので、むしろ直前の「公門改行」に類似するような意味である可能性が高い。そうすると、仮説ではあるが、「壘」を字形の類似から「壘」と釈読できる可能性もあろう。その場合は、高く盛った墳丘の意で、ここでは為政者の先祖の墓すなわち国家や君主に災いが起こることを示唆していると思われる。こうした意味での「壘」の用例としては、『呂氏春秋』孟冬紀に「是月也、天子始裘。……飭喪紀、辨衣裳、審棺槨之厚薄、營丘壘之小大高卑薄厚之度、貴賤之等級」とあり、また『礼記』月令篇に「飭喪紀、辨衣裳、審棺槨之薄厚、營丘壘之大小高卑厚薄之度、貴賤之等級」とある。なお、王寧は、「中菁」と読み替え、「内宮」の意とする。

⑦夏氣作緩……『淮南子』時則訓に「孟夏始緩、孟冬始急」とあり、その高誘注に「緩、四月陽安。急、十月寒蕭」とあり、「夏」と「緩」の関連がうかがわれる。ここでも、夏の気として「緩」（緩和）を提示していると思われる。

⑧不緩而張……王寧は、春の句との対応から、ここには誤脱があり、本来は、「夏氣作緩、君氣作徳、不徳而張」とあるべきだと説く。

春と夏の句が厳密に対応していたとすれば、その指摘は妥当であろう。

⑨ 實者榮……「実」は果実。植物が秋に実をつけること。「榮」は花咲くこと。『呂氏春秋』仲秋紀に「仲秋行春令、則秋雨不降、草木生榮、國乃有大恐」とあり、『管子』七臣七主篇に「草木夏落而秋榮、蟄蟲不藏」とあり、『礼記』月令篇に「孟秋……行春令、則其國乃旱、陽氣復還、五穀無實」とある。これらにより、竹簡第二簡のこの部分は、秋に関する時令とそれに違反した場合の状況を説いていると推測される。とすれば、「夏氣作緩、不緩而張」と夏の事項が途中で終わっている第一簡とこの第二簡は直結してないと判断される。また、この句は次の第三簡にも見えるが、第七簡の「宜死者生、宜蟄者鳴、宜實者榮」を参照すれば、ここも本来は「實」の前に「宜」字があった可能性が考えられる。この点からも、やはり、第一簡と第二簡の接続は否定せざるを得ない。

⑩ 卿正……原注は、『周礼』天官冢宰の「一曰正」の賈公彦疏に、「六卿稱正」とあるのを指摘し、「正」は「長」の意であるとする。ここでは、君主が時令に違反した結果、国家の重臣を災害が襲うという意味であると推測される。

⑪ 宜藏而不藏、霧氣陽陽、宜死者生、宜蟄者【鳴、宜】……原注は、『管子』輕重己篇に「宜藏而不藏、霧氣陽陽、宜死者生、宜蟄者鳴、不藏之害也」、同・七臣七主篇に「宜死者生、宜蟄者鳴」などと類似句が見えることを指摘する。冬の時令に違反すれば、温暖の気が立ち上り、冬ごもりしているはずの動物が鳴き出すという異常現象が

起こることをいう。「蟄」について、『呂氏春秋』孟春紀に「蟄蟲始振」とあり、本来は「孟春」の現象である。「宜蟄者」の後、原文は「鳴宜」の二字を補う。この二字は竹簡上で確認しづらいが、確かに二分分の文字があり、第七簡にも「宜死者生、宜蟄者鳴」とあることから、原釈文の推測する通り復元できる可能性がある。但し、この第二簡と次の第三簡が直結しているかどうかは別問題である。なぜなら、仮にそのように補えたとしても、第二簡は、「宜死者生、宜蟄者鳴」と冬の事項が記載されていることになるが、第三簡は「宜實者榮」と秋の事項の説明になり、季節の順序が逆転して文意がなくなってしまうからである。従って、第二簡と第三簡との接続については、慎重な判断を要する。総じて、この『陰陽家言』には、「不仁而張」「不緩而張」「宜冬不冬」「宜春不春」「人君好藏」「人君好埵爐」「人君好水居漸臺」など、類似句の重複が特徴として見られる。これは、時令説を述べる他の伝世文献でも同様であり、季節ごとに類似句が重複して記載される傾向にある。従って、類似句があるからと言って、直ちに竹簡が接続しているとは判断できないのである。

⑫ 萬物皆【失其】龍(和)……原釈文は「萬物皆龍」と隸定した上で、「龍」を「鼈」に読み替え、「忌」の意とするが、やや意味が通じにくい。王寧も、「鼈」は不当とし、直後の「萬物皆失其論(倫)」との対応から、ここは「失其」の二字を誤脱していて、本来は「萬物皆失其龍」であったと推測する。そして、『広雅』釈詁に「龍、和也」とあるのを指摘し、ここは「万物皆失其和」の意であると説く。こ

ここではこの推測を妥当として解釈した。

⑬萬物皆失其倫……原釈文は、「萬物皆失其論」と隸定した上で、「論」を「倫」に読み替える。字形の類似から妥当な推測であると思われる。原注は、「倫」の意味については特に言及していないが、ここでは、「倫序」（秩序）の意であると思われる。

⑭萬物銷亡……『莊子』天地篇に「天地樂而萬事銷亡、萬物復情、此之謂混冥」とある。時令に違反したために物事が消え滅びること。

⑮天子動樂、讐春三句、讐秋三句……天子と音楽の関係について、原注は、『礼記』楽記篇に「大樂與天地同和」とあり、その鄭玄注に「言順天地之氣與其數也」とあるのを指摘する。「夔」について、原釈文は「夔春三句、夔秋三句」と隸定した上で、「夔」を「讐」に読み替え、意味については原注では特に言及しない。前記のように「忌」でとるのであれば、やや意味が通りにくい。王寧は、前記のように「遘（遘）」と読み替え、『説文』に「遘、遇也」とあるのを指摘して、ここは「天子動樂要在春三句和秋三句」の意であるとする。天子が音楽によって天と通ずるといふ思想はよく理解できるが、それを春秋の各三十日とする点は興味深い。年間を通じて際限なく音楽にふけることは否定されているであろう。「三句」については、『呂氏春秋』十二紀に、時令を遵守した結果、恩恵がもたらされる期間を「三句」とする例が頻出する。例えば、「行之是令、而甘雨至三句」（季春紀、孟夏紀）、「行之是令、而涼風至三句」（孟秋紀）など。また、『呂氏春秋』では、音楽に関する篇は「夏」に集中的に配置されている。なお、第四簡と第五簡は、文意の上から

接続している可能性が高いものの、竹簡背面の劃痕は、第四簡に認められず、劃痕の状態のみからは判断できない。

⑯掌節……原注は、『荀子』議兵篇に「必發夫掌節之粟以食之」とあり、その楊倞注に「地藏曰掌、掌節、主倉粟之官」とあるのを指摘する。ここは「掌節」という官自体のことを言っているのではなく、人君が吝嗇で収蔵に固執し、穀物倉庫を開こうとしないことを言っているものと思われる。

⑰好治宮室……原釈文は、「好治宮室」に隸定した上で、「室」を「室」に読み替える。『晏子春秋』内篇雜下に「晏子辭曰、吾君好治宮室、民之力弊矣」とある。宮殿建築を異常に愛好すること。その結果、『晏子春秋』では民の力が疲弊してしまふとされるが、ここでは、「天奪之時」とされる点に特色がある。

⑱昔藉斂無義……原釈文は「昔」字を衍文とする。王寧は、「昔」を「索」を釈し、「人君好」が脱落していると推測する。前後の句にいずれも「人君好」とあるので妥当な推測であろう。いずれにしてもここは、収奪を好み、徴税に限度がないという君主の不適切な行為を指している。

⑲人君好埴爐……原釈文は、「人君好垂盧」と隸定した上で、「人君好埴爐」に読み替える。原注が指摘する通り、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に「人君好垂（埴）盧（爐）橐、玩金盧、反山破石、曆（歴）二時、五穀椅橋」という類似句が見える。君主が製鉄鑄造を愛好し、原料となる鉱石を得るために必要以上に山を掘削し続けることをいう。この文意を重視すれば、第六簡と第七簡は接続してい

るとも考えられるが、竹簡背面の劃痕は前掲「簡背劃痕示意圖」の通りずれており、この状態からは必ずしも接続が認められない。

⑳反山求金鐵……右の通り、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に類似句が見られる。また、銀雀山漢墓竹簡『禁』にも、「定秋下霜、母以聚衆鑿山出金石」とあり、秋の時節の禁止事項として、大衆を動員して山を開削し、金石を掘り出すことがあげられている。

㉑水不能恒……ここは、原積文の読み替えに従うが、王寧は、「水不能凝（冰）」と読む。前句「地不能凍（凍）」とともに、冬の異常事態を指しているという理解である。ただ、「恒」に注目すれば、水（川）が通常のごとく流れなくなるという解釈も可能であろう。

㉒野有燠者、歴八時……原積文は、「曆八時」と隸定した上で、「曆」を「歴」に読み替える。時令に違反した結果、自然発生した火災が延々と続くという意味かと推測される。「歴八時」については、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に「歴八時而國亡」とある。また、同『三十時』に、「五時、六十日」「十時、百廿日」「十四時、百六十八日」などとあり、整理者は十二日が一時とされていると指摘し、一七四四簡冒頭を「【八】時、九十六日」としている。伝世文献には「歴八時」の用例は見えないが、この『三十時』の記載を参考に、九十六日と理解したい。従来確認されている時令説は、四時（四季）を基本とするものが多いが、「十二」は天文暦法の基本数であることから、この十二に基づく時令説が別系統として存在していた可能性を指摘できよう。ただそうすると、この『陰陽家言』には、春夏秋冬の四時を基本とする思想と、十二日を「一時」とする思想

とが併存していることになる。なお、王寧は、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』の類似句「曆（歴）六時、則林有口者矣」の欠文には「燠」が入ると推測する。「燠」は野火（山野の自然火災）の意。

㉓妃主崩……原注は、「妃主」を「后妃和公主」と解釈するが、王寧は、「崩」（原積文の隸定は「備」）とあるのに注目し、『礼記』曲礼下篇に、「天子死曰崩」とあるのを指摘して、この「妃主」は「王（皇后或国君的正室夫人之用事者）」であろうとする。そして、伝世文献で「女主」と記す例が多いことを指摘する。

㉔國妖死……原積文は、「國妖死」と隸定した上で、「妖」を「妖」に読み替える。王寧は、『管子』七臣七主篇に「民多天死」とあるのを指摘して、ここは「國」の後に「多」字を脱していると推測する。そして、ことと先の「野有燠者」「妃主崩」はともに陽気が盛んになりすぎた場合の災害であると説く。陽気が盛んになりすぎると陰気が衰亡し、そのため、「陰」に属す女性が死亡するというわけである。

㉕人君好水居漸臺……原積文は、「人君好水居湛臺」と隸定した上で、「湛」を「漸」に読み替える。「漸臺」は池の中に設けられた物見台。原注は、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に、「人君好水居漸臺、極舟飲酒游居、曆（歴）二時、五穀湛涂」とあり、『漢書』郊祀志に「其北治大池、漸臺高二十餘丈、名曰泰液」とあり、その顔師古注に「漸、浸也。臺在池中、為水所浸、故曰漸臺」とあるのを指摘する。なお、劉向『列女伝』辯通・斉鍾離春に、「漸臺五重、黄金白玉、琅玕籠疏、翡翠珠璣、幕絡連飾、萬民罷極、此二殆也」とあるのによれば、「漸臺」は単なる建設物ではなく、君主の奢侈の象

徴であり、その構築が度を過ぎると民の疲弊につながると意識されていたと推測される。ここも、君主が水遊び・船遊びを愛好し、政務を離れて、池の中に作った高殿に入り浸って遊興していることを言っていると思われる。

②⑥榮芋零……原釈文は「榮芋令」と隸定した上で、「令」を「零」に読み替える。「零」は零落、草花が枯れしぼむの意。「芋」字は、原注に従い「華」に読む。

②⑦大臣、則天下覆。參、則大臣疾、榮芋零、苴多臙、山多螟、大兵起、天下訖。九、則君卒矣……この一節について、王寧は、銀雀山漢墓竹簡『為政不善之応』に「爲正(政) 壹擾則虫、再則蛾、三則冥(螟)、四則躡、五則臙、六則兵作、七則君卒」、「爲正(政) 壹暴則胞(雹)、再則如坑(丸)、三則盈握、四則穿屋、五則如乾、六則兵作、七則君卒」とあるのを指摘して、ここには文字の省略があり、本来全文は、「爲政壹□則□ 大臣、「再」則天下覆、參(三) 則大臣疾、「四則」榮芋(華) 令(零)、「五則」苴多臙、「六則」山多螟、「七則」大兵起、「八則」天下訖、九則君卒矣」であったはずだと推測する。段階的に災害の度合いが増すことを説く一節である。但し、銀雀山漢墓竹簡『為政不善之応』を参考にして、ここも「壹」から「九」までの段階が設定されているとの推測には、やや疑問も持たれる。もしそうであるならば、なぜここは「參」と「九」のみが記されているのであるのか。また、銀雀山漢墓竹簡『為政不善之応』は、君主の死亡という最悪の事態は「七」の段階だとされているのに対して、ここは「九」とされている。よって、ここが単純に他の数を書

き漏らしたとは考えにくい。銀雀山漢墓竹簡と北京大学竹簡とは類似句を使いながらも、異なる理屈が考えられていたのではなからうか。例えば、ここに「參」と「九」のみが見えるのは、他の数字の書き漏らしでなく、「參」と「九」自体に大きな意味が込められていたという可能性が考えられる。「參」は、単なる三回という意味ではなく、たびたび・多い・しばしばの意を表す。また、「九」も同様であるが、特に究極の数であることを表す。とすれば、ここは他の数字を誤脱したのではなく、「參」の結果として「大臣疾」から「天下訖」までが起り、「九」の結果として「君卒」に至るとされている可能性も考えられる。

②⑧苴多臙、山多螟……原注は、『管子』七臣七主篇に「四者俱犯、則陰陽不和、風雨不時、……苴多臙、山多蟲螟」とあり、『詩經』小雅・大田に「去其螟臙」、その毛伝に「食心曰螟、食葉曰臙」とあるのを指摘する。「臙」「螟」はいずれも穀物・植物を食い荒らす害虫。

②⑨之火……直後の「秋食金燧之」から推測して、この直前に、例えば「春食□□」という四字があったとも考えられる。但し、この十簡の上端と九簡の下端には欠損がないことから、九簡と十簡は直結せず、「春食□□」という句を下端に持つ竹簡が本来は別にあったと推定される。

③⑩金燧……原釈文は「金遂」と隸定した上で、「遂」を「燧」に読み替える。「金燧」は太陽から火を取る器を言う。『礼記』内則篇に、「左佩紛帨刀礪小觶金燧、右佩玦捍管籥大觶木燧」とあり、その鄭玄注

に「金燧何取火於日、木燧鑽火也」とある。ここでは、「秋」の食事に使う火は「金燧」によるべしと説かれている。

③〇於〇〇十二室……原釈文は、「〇於〇〇十二室」と隸定した上で、「室」を「室」に読み替える。王寧は、拡大赤外線写真と文意から、「〇於」作之」十二室（室）」と、「作之」の二字が補えるとするが、未詳。

③②月迭鉛燧易火……原釈文の隸定は、「月佚鑄【遂】易火」。原釈文は、竹簡の「鑄」と「易」の間に一字分空間があるのを重視し、ここに「遂（燧）」字を補った上で、「月迭、鉛燧易火」と釈読する。王寧は句読の位置が違うとして、「月迭鑽燧易火」と釈読し、「根據時令按照月份更迭鑽燧改火」の意であると説く。なお、『論語』陽貨篇に「舊穀既沒、新穀既升、鑽燧改火、期可已矣」とあり、その『集解』に馬融の説として、「周書月令有更火之文。春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、秋取柞櫨之火、冬取槐檀之火。一年之中、鑽火各異木、故曰改火也」とあり、四季ごとに「改火」することとするが、ここでは、「月迭」とあるので、月ごとに採火のための道具（火打ち石や錐もみ）を変え、火を新たにすることを意味すると思われる。

③③抔金炭……原注は、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に「人君好垂（垂）盧（爐）橐、抔金盧」とあるのを指摘し、その下の方の「盧」字は「炭」字の誤りではないかと推測する。前文や『人君不善之応』を参考にすれば、これも時令に違反した君主の行為を指していると理解されるが、それと前後との文意の接続は未詳である。

③④埴爐橐、鼓金石……原注が指摘するとおり、銀雀山漢墓竹簡『人君不善之応』に「人君好垂（垂）盧（爐）橐、抔金盧、反山破石」という類似句が見える。また第七簡にも「人君好埴爐、反山破求金鐵」とあることから、「埴爐橐」の前に「好」字が脱落している可能性を指摘できる。また、「鼓」については、『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈伝に、「使膠東魯國鼓鑄鹽鐵」とあり、その顔師古注に「如淳曰、鑄銅鐵、扇熾火、謂之鼓」と見えることから、「鼓金石」とは、輻で火を煽って金石を溶かす意。

③⑤天氣發、地氣弗應、則爲風……原注は、『易緯乾鑿度』卷上に「陰陽升、所謂應者、地上有陰、而天上有陽、曰應」、「動於地之下、則應於天之下。動于地之中、則應於天之中。動于地之上、則應天之上」とあり、その鄭玄注に「天氣下降以感地、故地氣升動而應天也」とあるのを指摘する。ここは風の発生システムについて説いている。

③⑥地氣發、天氣弗應、則爲霧……原注は、類似句が『爾雅』釈天に「天氣下、地不應曰霧、地氣發、天不應曰霧」とあるのを指摘する。ここは霧の発生システムについて説いている。

③⑦天地相應、則爲雨……原注は、『太平御覽』天部引く『春秋元命苞』に「陰陽和而爲雨」とあり、『周易』睽に「往遇雨則吉」とあり、その孔穎達疏に「兩者陰陽交和之道也」とあるのを指摘する。なお、この第十二簡について、龐壯城は、第一簡・第二簡とともに第一組に属しているとみる。しかし、第一簡・第二簡は、「春氣」「夏氣」「冬氣」といった四時について説くもので、第十二簡とは内容が異なる。広く自然現象について言及しているという点では類似しているとも

言えるが、竹簡の接続の可能性については未詳と言わざるを得ない。

四、『陰陽家言』の構成と論理

以上、便宜的に一簡ずつ分割して積読してきたが、これにより、以下のように総括することができよう。

第一は、竹簡接続の問題である。文意の上からも、劃痕の状態からも間違いなく竹簡の接続が認められるのは、第五簡と第六簡である。また、劃痕は認められないものの、第四簡も第五簡と連続している可能性が極めて高い。「警春三〇五句、警秋三句」という語句のまとまりは無視できない。よって、第四簡・第五簡・第六簡の接続は認定してよいであろう。この点については、王寧氏も龐壯城氏も認めるところである。

ではそれ以外で、直接接続している竹簡は見いだせるであろうか。劃痕の状態からは、第十簡と第十一簡も連続しているように見える。確かに、両簡は「火」に言及しており、その点で類似性が認められよう。王寧氏は、この接続を認めている。しかし、第十簡末尾の「而必食歲之所美」と第十一簡冒頭の「易火而發火正」とは、文意が直結しているのかどうか判然としない。また、第十一簡の「人君玩金炭」以下の文意が「易火而發火正」とどのようにつながっているのかも分かりづらい。そこで、龐壯城氏はこの両簡は接続しないと考えている。この点は保留としておきたい。

なお、劃痕は寸分の狂いなく連続して付けられている訳ではない。他の北京大学竹簡の例でも、数ミリの誤差は認められる。劃痕を付け

る際、竹材そのものが多少上下にずれることはあろう。あるいは劃痕そのものはきれいに連続していたが、その後、竹簡上下端の微妙な破損により、ずれて見えるという可能性も考えられる。劃痕は竹簡配列の有力な手がかりであるが、連続して見えるということを重視過ぎたり、数ミリの誤差に固執してしまったりすると、却って誤配列を来すことになる。この点には十分留意すべきであろう。

第二に、思想的特質の問題について概観してみよう。この文献が「陰陽家言」と仮称されたことから分かるとおおり、全体は、概ね陰陽家の思想である。ただ、詳細に見ていくと、そこに、複数の異なる論理が併存していることが分かる。

まず、第一簡、第二簡、第三簡は、四時と人為（君主の行為）との関係について説いている。その時節に行うべき人事を行わなければ、災いがあるとするものである。第一簡は「春」、第二簡は「冬」、第三簡は「冬」と「春」（さらに末尾に「夏」字が見える）について言及している。これは、四時を基にした時令説に該当する思想であろう（その詳細については、改めて後述する）。

次に、四時との関係を明示しないものの、やはり、為政者の不善によって災いもたらされることを説くものがある。第四簡は、「甚張、誅殺甚明、萬物銷亡、公門改行、國有大喪、中壘之殃」と、第一簡に類似する語句を連ねるが、その直後では、「故天子動樂……」と、「君」ではなく「天子」が主体とされている。しかし、これに続く第五簡・第六簡では、また主体が「人君」となり、その人君と「天」「地」「民」との関係が説かれる。第七簡も、主体は明示されていないが、おそら

く人君の行為を問題としていいるであらう。そしてその不善によつてもたらされる災いが記されている。第八簡は「人君」の不善が問題にされている。これらはいずれも春夏などの四時には触れていないが、災いが下るとする点は同様である。

なお、この第八簡については、前記の通り、「八時」という語に注目する必要がある。これが、銀雀山漢墓竹簡『三十時』のように「九十六日」を意味するのであれば、ここには、四季や月とは異なる「十二日」という時間の基準が設定されていることになる。『史記』太史公自序では「陰陽家」の説明として、「嘗竊觀陰陽之術、大祥而衆忌諱、使人拘而多所畏。然其序四時之大順、不可失也」とあり、陰陽家にとつての時間の基準が四時であるように読み取れるが、一方、『漢書』芸文志では、陰陽家を定義して、「陰陽家者流、蓋出於羲和之官。敬順昊天、歷象日月星辰、敬授民時、此其所長也」とあって、時間の基準を四時のみに限定していない。「歷象日月星辰」の記載からは、むしろ天文暦法の基数である「十二」が連想されよう。『陰陽家言』の「八時」は、むしろこの芸文志の定義に合致していると言えるのではなからうか。

また、これらとは若干論理が異なると思われるのが、第九簡である。先に語注で解説した通り、ここは、「参」「九」という程度を示す語によつて、不正の累積を示している。君主の不善が災いをもたらすという点では、他と同様であるが、ここでは特にその程度が過剰である場合について説いていると思われる（この点の思想的意義については後述する）。

さらに、それとも異なるものとして、第十簡がある。ここでは、四時と「改火」と「食」との関係が説かれている。四時を説く点では、第一簡、第二簡、第三簡などと類似するが、ここでは、時令に違反した場合の災いが説かれるのではなく、季節ごと、または月ごとに火を変えらるべきことが述べられている。もちろん、この前後に、こうした「改火」に違反した場合の災いを記す竹簡があった可能性もあるが、この竹簡からは何とも言えない。

最後に、風・霧・雨の発生システムを説く第十二簡がある。龐壯城氏は、これを第一簡、第二簡とともに第一組に分類している。第一簡、第二簡は四時と人為との関係について論じているので、その前提として、こうした自然現象の発生について説いたのが第十二簡という理解なのであらうが、やや唐突な感じを拭えない。少なくとも、第一簡や第二簡に直結する内容ではなからう。

このように考察を進めてみると、この『陰陽家言』には、少なくとも四類の論理が併存していることになる。第一は、四時と人為との関係を説くもの。第二は、四時との関係は説かないながらも、為政者の不善がもたらす災いについて説くもの。第三は、特に不正の累積を取り上げ、それが段階を追って甚大な被害をもたらすと説くもの。第四は、風・霧・雨などの自然現象の発生システムを説くもの、である。但し、それらの前後関係は未詳とせざるを得ない。また、それぞれに舌足らずの印象は拭えず、王寧氏がすでに指摘するとおり、この『陰陽家言』には、複数の未見残簡の存在を想定しなければならぬであらう。この十二簡のみで完結した文献であったとは到底思えない。

よって、『陰陽家言』については、その竹簡連接や段落分けについては、これ以上の確証はなく、現時点では、右の四類の論理が併存しているという理解に止めておくのが妥当であろう。そして、四類に分かれるとは言え、この文献の基調は天人相関思想であり、特に四時を基準とした時令が説かれる点に大きな特徴が認められる。

五、銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」と

『陰陽家言』

それでは、こうした『陰陽家言』の思想的特質や位置は、どのように理解されるであろうか。その手がかりの一つとして、まず銀雀山漢墓竹簡を取り上げてみたい。

一九七二年、中国山東省臨沂銀雀山の漢墓から出土した銀雀山漢墓竹簡は、一九八五年、『銀雀山漢墓竹簡「壹」』（銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社）として、その一部が公開された。この第一輯に収録されたのは、銀雀山漢墓竹簡内の『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令等十三篇』であったが、その際、これ以外にも、第二輯に「佚書叢殘」が、また第三輯に「散簡」「篇題木牘」「元光元年曆譜」が収録されるとの予告があった。

そして、二〇一〇年一月、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』が刊行された。その内容は、第一輯で予告されていた「佚書叢殘」に該当するもので、全体は、「論政論兵之類」「陰陽時令・占候之類」「其他」の三部に類別されている。この三つは、内容的に密接な関連があるというわけではなく、たまたま第一輯から漏れたものがまとめて収録されたと考え

られる。この内、本稿との関係で特に注目されるのは、「陰陽時令・占候之類」である。

右の語注の中でも、すでに銀雀山漢墓竹簡『為政不善之応』『人君不善之応』を取り上げたが、これらは、その「陰陽時令・占候之類」に分類された文献である。改めて、『陰陽家言』との類似点を整理してみよう。

まず『為政不善之応』（一九二二簡～一九三二簡）は、次のような構文で、十一條が確認される。

爲正（政）壹擾則虫、再則蛾、三則冥（螟）、四則躡、五則騰、六則兵作、七則君猝。（一九二二簡）

爲正（政）壹暴則胞（雹）、再則如坑（丸）、三則盈握、四則穿屋、五則如乾、六則兵作、七則君猝。（一九二三簡）

右のように「一」から「七」へと君主の不善が累積していく過程を説いており、いずれの条でも、最後の「七」で君主が死亡するとされている。語注で考察したとおり、王寧氏は、これを根拠に『陰陽家言』第八簡を「爲政壹□則□」大臣、「再」則天下覆、參（三）則大臣疾、「四則」榮芋（華）令（零）、「五則」苴多騰、「六則」山多螟、「七則」大兵起、「八則」天下訖、九則君卒矣」と復元する案を提示している。但し、『陰陽家言』は「參」と「九」を特に重視しているとも考えられ、『為政不善之応』とは論理が異なっていた可能性があることについては、すでに述べたとおりである。

次に、『人君不善之応』（一九三三簡～一九四四簡）は、「人君好」から始まる条で構成されている。各条冒頭に墨点「・」が付けられていたようであるが、明らかに「人君好」が確認されるのは、五つの条である。特に次の二条は、『陰陽家言』との関係で注目される。

・人君好水居漸臺、極舟飲酒游居、曆（歴）二時、五穀湛涂。曆（歴）四時、山出泉。曆（歴）六時、則石辟（劈）而出泉。曆（歴）八時而國亡。（一九三三～一九三四簡）

・人君好垂（垂）盧（爐）橐、抗金盧（炭）、反山破石、曆（歴）二時、五穀椅橋。曆（歴）四時、大火焚臧（藏）。曆（歴）六時、則林有口者矣。曆（歴）八時而國亡。（一九三五～一九三六簡）

ここには、『陰陽家言』との類似句が複数見られるとともに、「二時」「四時」「六時」「八時」という時間の基準も注目される。語注で考察したとおり、銀雀山漢墓竹簡『三十時』では、一時を十二日としており、『陰陽家言』の「歴八時」も、九十六日と理解される可能性があった。そして、これらも同様であるならば、時間の基準に関しても両者は共通していることになる。

このように、北京大学竹簡『陰陽家言』と銀雀山漢墓竹簡『為政不善之応』『人君不善之応』とは、君主の不正が累積していくとその段階に応じて災いが起こり、最終的には君主の死亡または国家の滅亡に至る、とする論旨で共通している。また、具体的な語句についても重複が見られた。もっとも、この両者の先後関係を明らかにできるかど

うかについては未詳であるが、漢代初期までに、こうした思想や語句が広く思想家に共有されていたという可能性は想定できるであろう。

ただ、『陰陽家言』の論理は、先にまとめた通り、少なくとも四類存在する。その内でも、「四時」を基準にした時令の思想が見られる点に特徴があった。これに対して、『為政不善之応』『人君不善之応』は、為政者の不善の累積を説くだけで、そこに季節の問題は介在していない。

では、銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」には、四時や五行の要素は見られないのであろうか。銀雀山漢墓竹簡は残欠が激しく、内容を確認しづらいものも多いが、『為政不善之応』『人君不善之応』以外で「陰陽時令・占候之類」に分類された主な文献をこうした視点から以下に概観してみよう。⁴⁾

・『曹氏陰陽』……四時を陰陽の気から定義し、それを遵守した場合、および違反した場合が説かれている。例えば、「秋冬、陰也。春夏、陽也」（二六二三簡）、「春之陰、正月三月。正月者刑」（一六二四簡）、「夏之陰、五月也」（一六二五簡）、「秋月者、諸物盡反（返）陰、以此徙、與物俱入靜、吉。若以春夏徙、厥陰之陽散、有死之徒也」（一六二六簡）。

・『禁』……四時ごとの禁忌（タブー）が記される。例えば、「春母伐木、華葱生。夏母犯火、精薪豊。秋母犯金、当銀昭。冬母犯水、甘泉出」（二六九七簡）。こうした趣旨は、『管子』七臣七主篇に説かれる「四禁」に類似する。但し、「故守國無禁、必傷於民。土無禁則年不長、木無

禁則百體短、火無禁則物不豊、金無禁則筋」(一七〇二簡)と「土」「木」「火」「金」とあり、この後に「水無禁……」の句があったとすれば、五行説が反映していることになる。

・『三十時』(仮称)……前記の通り、「五時、六十日」「十時、百廿日」「十四時、百六十八日」などとあり、十二日が一時とされている。また、「【八】時、九十六日、霜氣也、殺氣也。以戰客勝。攻城、城不取、邑疫」(一七四四簡)とあるように、時節と軍事の勝敗との関係が説かれる点に特色がある。

・『迎四時』(仮称)……天子が四時を迎える際の事項について説いている。例えば、「故距冬日至【】六日、天子迎春於東堂……角、舞之以羽翟、此迎春之樂也。距春分卅六日、天子迎夏……」(一八八〇〜一八八一簡)。整理者原注が指摘するとおり、『尚書大伝』の内容と類似している。

・『四時令』(仮称)……月ごとの天子の発令を記す。例えば、「七月朔日、天子出令、令西輔入御、令曰、趣賦斂、興力事、審關市、斬伐勿禁、弋射田獵勿禦」(一八九六〜一八九七簡)、「十月朔日、命北輔入御、令曰、繕甲厲兵、合計爲兵」(二七九七〜一八九八簡)。整理者原注が指摘するとおり、『管子』五行篇と内容が類似する。

・『五令』(仮称)……「徳令」「義令」「恵令」「威令」「罰令」の五つ

の政令を掲げ、またそれらが自然の季節と対応していて、それに違反すると災いが生ずることを説く。例えば、「徳令者、求諸孤幼不能自衣食者、廩餼之、以助生。毋壅塞川澤、發令者有咎、民多腸疾」(一九〇一〜一九〇二簡)、「故徳令失則羽虫爲災」(一九一〇簡)。

・『不時之応』(仮称)……四季ごとに、時宜に合わないことが累積(一から六まで)するとそれに対応して段階的に災いが起こることを説く。例えば、「春三月、一不時、孟種不熟。再不時、二種不熟。三不時、三種不熟。四不時、四種不熟。五不時、五種不熟。六不時、不出三歲降如脊」(一九一四〜一九一五簡)。

このように、銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」には、明らかに四時や五行を背景とする時令思想が見られる。もともと、「陰陽時令・占候之類」とは便宜的な総称であり、ここに分類された諸文献個々の成立事情については判然としない。しかし少なくとも、漢代初期までに、広義の「陰陽家」に該当する様々な思想が併存していたことは明らかであろう。「陰陽時令・占候之類」も、北京大學竹簡『陰陽家言』も、そうした思想の一つとして理解できると思われる。

六、時令説の展開

では、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇などに典型的に見られる時令説との関係はどのように考えられるであろうか。そこで改めて、『陰陽家言』の内で時令説に該当すると思われる箇所を抽出すると以

下の通りである。

01 春氣作生、君氣作仁、不仁而張、六風王王、公門改行、中壘之殃。
夏氣作緩、不緩而張、

02 實者榮、國家失情、必害卿正。冬氣宜藏、宜藏而不藏、霧氣陽陽、
宜死者生、宜蟄者【鳴、宜】

03 實者榮、國家失情、必害卿正。宜冬不冬、萬物皆（失其）龍。宜春
不春、萬物皆失其倫。宜夏

竹簡の接続性は定かではないが、第一簡には「春」と「夏」、第二簡には「冬」、第三簡には「冬」と「春」の語が見え、それぞれの季節の時宜に違反した場合の災いが記される。これは明らかに時令の思想を説くものであろう。

但し、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇などの時令説と対比すると、相違点も見いだせると思われる。そこで、典型的な時令説の代表として、『呂氏春秋』十二紀（正確には十二紀の各首章）に注目してみよう。まず冒頭の「孟春」の記載について、便宜上、①～⑤の番号を付けて原文を掲げる。

① 孟春之月、日在營室、昏參中、旦尾中。其日甲乙。其帝太皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中太族。其數八。

② 是月也、以立春。先立春三日、太史謁之天子曰、『某日立春、盛德在木』。天子乃齋。立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫以迎春於東郊。還、乃賞公卿諸侯大夫於朝。

③ 是月也、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木繁動。王布農事、命田舍東郊、皆修封疆、審端徑術、善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之。田事既飭、先定準直、農乃不惑。

④ 是月也、不可以稱兵、稱兵必有天殃。兵戎不起、不可以從我始。無變天之道、無絕地之理、無亂人之紀。

⑤ 孟春行夏令、則風雨不時、草木早槁、國乃有恐。行秋令、則民大疫、疾風暴雨數至、藜莠蓬蒿嚙興。行冬令、則水潦為敗、霜雪大摯、首種不入。

①は、孟春の月における天文気候等の状況を述べる。また五行説に基づき、日では甲乙、帝では太皞、神では句芒、動物では鱗の類、音では五音の内の角、律では太族、数は八であることなどが示される。

②は、それに対応して実施すべき宮中の諸行事、国家の政務などを述べる。ここでも、太史の言葉として、この月が五行の「木」に当たることが示される。③は農業に関する指示である。ここでも五行に基づく方角として「東」が重視されている。

④は、この月に行ってはならないこと（具体的には挙兵）を指摘し、それに違反すると天災が起ることを説く。また⑤も、「孟春」に夏の政令を行ったり、秋の政令を行ったり、冬の政令を行ったりした場合、どのような災いが起るかを説く。こうした記述が、以下、

十二ヶ月にわって、十二紀の各首章に記されるのである。きわめて整然とした編集が行われている。これは、『礼記』月令篇も同様である。

これによって明らかかとおり、こうした典型的な時令説と比較した場合、北京大学竹簡『陰陽家言』の特色として指摘できるのは、第一に、五行説の要素がほとんど見られないという点である。右の十二紀では、五行説に基づいて、天体の様子や音楽、方角、数字などが列挙されるが、『陰陽家言』では、わずかに、春の「生」に対する君の徳として「仁」が見られるに過ぎない。

第二は、十二紀や月令はその名の通り、一年十二ヶ月にわたって時令が示されるが、『陰陽家言』では、四時が基本的な枠組みとなっている。この点は、むしろ『管子』七臣七主篇の「四禁」の記述に近い。但し、「歴八時」については、その解釈にもよるが、「十二日」が単位とされている可能性があった。もしそうであるならば、この点も大きな相違点である。

第三は、時令に違反した場合の災いについての記述である。右の孟春紀では、この月に挙兵してはならないと説くとともに、孟春に他の季節の政令を行った場合の災害が個別に記されている。しかし、『陰陽家言』では、季節に違反するとどういふ災いが起こるかとともに、(四時とは関係なく)為政者が不善を重ねていくと、段階的にどのような災いが生ずるかを記す点に特色があった。

このように見ると、次のような仮説を導き出すことができよう。それは、『呂氏春秋』十二紀に見られるような整然とした時令説とは別に、漢代初期までは、様々な形の時令説も併存していたという可能

性である。銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」には、「陰陽」「四時」を基準とするもの、「十二日」を基準とするもの、五行思想を反映するものなど何種類かの文献が含まれていた。また、北京大学竹簡『陰陽家言』も、四時を基準とするもの他、四時を介在させずに天人相関思想を説くものなど複数の論理が併存していたが、五行思想が濃厚に反映しているとは言えなかった。四時や五行とは関係なく、為政者の不善が災いをもたらすという点では、むしろ素朴な天人相関思想を説いているとも言えよう。

従来、時令説の形成は五行説と密接な関係にあるとされてきた。それは、『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令篇を基準にした推測である。この点は、『管子』幼官篇・四時篇・五行篇、『淮南子』時則訓なども同様であった⁵⁾。いずれも、四時の他に「中央(土)」を配置することから明らかなように、そこには五行説が明確に反映しているのである。しかし、そうした整然とした時令説とは別に、必ずしも五行説を含まないもの、あるいは四時すら介在させないものなど、多様な型が併存していたのではなからうか。そうした痕跡が、北京大学竹簡や銀雀山漢墓竹簡に見いだされたのだと考えられる。

結 語

最後に、本稿で扱ってきた北京大学竹簡『陰陽家言』や銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」の成立時期について確認し、そこから導き出される時令説の展開についてまとめておきたい。

まず北京大学西漢竹書は、出土地・出土時期は不明であるが、数術

類の竹簡に「孝景元年」（前一五六）と記された紀年簡があることから、竹簡の年代は前漢中期、その多くは武帝時代（在位前一四一〜前八七）に書写されたものと推定されている。また銀雀山漢墓竹簡は、前漢の文帝・景帝の頃から武帝初期に至るまでに書写されたものと推定されている。いずれも漢簡であるが、筆写されたのは武帝頃まで、文献の成立はそれよりも前ということになる。一方、『呂氏春秋』十二紀は、その「序」が記されたのが、秦王政の六年（前二四一）と推定されている⁶⁾。

とすれば、『陰陽家言』や「陰陽時令・占候之類」が竹簡に筆写されたのは、『呂氏春秋』十二紀の成立より後ということになる。但し、『陰陽家言』や「陰陽時令・占候之類」所収文献の成立自体が『呂氏春秋』以降であるとは断言できない。思想の成立は戦国期であり、それが漢代初期まで筆写されていたという可能性も残る。確実なのは、漢代初期において、『呂氏春秋』十二紀のような典型的時令説とは異なる型の時令説が併存していたということであろう。

しかし、それらは後世に伝わらず、言わば淘汰されたのである。その原因の一つとして、『礼記』月令篇の成立をあげることができよう。五行説と密接な関係を持つ時令説が決定版として登場し、その他の思索は消滅していったものと推測される。

では、『陰陽家言』や「陰陽時令・占候之類」は滅び行く宿命の思想であって、思想史の上ではさしたる意義を持たないと言えるのであろうか。確かに、これらの文献はその後伝えられることなく滅んでいったのである。しかし、為政者の不善が累積すると、その災いが段階的

に大きくなるという発想は、董仲舒の災異説を連想させる。為政者が天のあり方に違反して不善を行うと、天は警告として「災」書を下す。為政者はそれを見て反省しなければならぬのであるが、その警告を無視して不善を続ければ、天はついに「異」常現象を下して為政者を罰するという構造を持つ思想である⁷⁾。これは、『陰陽家言』が「参」や「九」という不正の段階を説いたり、「陰陽時令・占候之類」が「一」から「七」の累積を説いたりすると、その発想が類似している。もちろん、その継承関係は必ずしも明らかではないが、董仲舒の災異説につながるような発想自体が古くから存在した可能性を、これらの新出土文献は我々に教えてくれるのである。

注

- (1) 『史記』太史公自序に「夫陰陽儒墨名法道德、此務為治者也」とある。また、『漢書』芸文志には、『鄒子』四十九篇、『容成氏』十四篇など、計二十一家、三百六十九篇が記録されているが、すべて亡んで伝わらない。
- (2) 韓巍「西漢竹書《老子》簡背劃痕的初步分析」、『北京大學藏西漢竹書(貳)』、北京大學出土文獻研究所編、上海古籍出版社、二〇一二年。
- (3) 以下、銀雀山漢墓竹簡の引用は、『銀雀山漢墓竹簡(貳)』（銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社、二〇一〇年）による。
- (4) 以下、各文献の名称については、『銀雀山漢墓竹簡(貳)』に従う。なお、竹簡に篇題が明記されておらず、整理者が便宜上付けた題名については、(仮称)と附記する。
- (5) 久保田剛『時令説の基礎的研究』（溪水社、二〇〇〇年）は、時令と五行説との関係について詳述している。
- (6) 陳奇猷『呂氏春秋校釈』所収「呂氏春秋成書の年次第書名的確立」参照。
- (7) 『春秋繁露』必仁且知篇に「天地之物有不常之變者、謂之異、小者謂之災。災常先至而異乃隨之。災者、天之譴也。異者、天之威也。譴之而不知、乃畏之以威」とある。